あんしん相続通信

「贈与を使った節税」封じを検討

昨年末に与党より「令和３年度税制改正大綱」が発表されました。その冒頭に、「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す」と書かれていました。
今回具体的に改正されませんでしたが、来年以後の改正の可能性大です。
では、皆さんどうしたらいいのでしょうか？

目次

1. 令和３年度税制改正大綱での記載
2. 相続時精算課税制度とは？
3. 皆さんは、今年どのような行動をとればいいのか？

マネーコンシェルジュ税理士法人
ビジネスサクセション株式会社

【住所】〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町2-1-29　三井住友銀行南森町ビル3Ｆ
〒107-0052　東京都港区赤坂8-13-19インペリアル赤坂1番館512号
【電話】0120-516-264／06-6450-6990
【FAX】06-6450-6991
【メール】info@money-c.com
【HP】https://www.money-c.com/gyoumu/souzoku.htm
【担当者】今村　仁／村田　直／今村　京子／木下　洋子

令和３年度税制改正大綱での記載

「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討」

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。
高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、**富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界**がある。
諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、**資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫**が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、**相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す**など、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

富裕層による財産の分割贈与とは？
1,000 万円現金→　**相続税約 500 万円**
100 万円に分割して、**「年度」**を分けて**「複数人」**に生前**「贈与」**
⇒　**贈与税相続税 0 円**

政府が**「贈与を使った節税」封じを検討！**

１．暦年課税制度（年間110万円までの贈与受取は非課税）の増税改正？
２．現行の「相続時精算課税制度」が原則に！？

相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、原則として**60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫**に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度で、**複数年合計で2,500万円まで非課税、2500万円を超えると一律20%課税**となります。
この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。
なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、**「暦年課税制度」へ変更することはできません。**
また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します（既に納めた相続時精算課税制度に係る贈与税は控除）。
このように、**相続時精算課税の制度は、贈与税・相続税を通じた課税**が行われる制度です。

皆さんは、今年どのような行動をとればいいのか？

2021年中の贈与は、暦年贈与の選択が可能
↓
今年は暦年贈与をフルに活用すべく、年初から検討を開始する
↓

（暦年贈与マル秘3つのテクニック）

1．年間110万円超でも年間310万円以下なら贈与税率10%！

2．複数人に贈与する！

3．孫への贈与は1世代飛ばしとなり相続税対策上有効！

会社概要

会社名	マネーコンシェルジュ税理士法人	ビジネスサクセション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054　大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052　東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX 番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金　9：00 ～ 17：30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9 人（税理士 3 人、グループ全体）	
資本金	2,000 万円（グループ全体）	
設立	2003 年	2007 年
業務内容	税務会計業務全般（電子申告対応）/ 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M＆A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎『認定経営革新等支援機関』に認定	M&A に関する仲介、斡旋、アドバイザリー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザリー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12 月	12 月
取引銀行	三井住友銀行　南森町支店	三井住友銀行　赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセション」/ ＮＰＯ法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	

アクセス

地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線『南森町駅』①出口を出てすぐ
JR　：東西線『大阪天満宮駅』①出口を出てすぐ
車　：阪神高速『南森町』下車すぐ

地下鉄：東京メトロ千代田線『乃木坂駅』①出口徒歩5分『赤坂駅』⑦出口徒歩8分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線『青山一丁目駅』④北出口徒歩10分
東京メトロ日比谷線・都営大江戸線『六本木駅』⑦出口徒歩10分